

(別紙)

○ 集落整備地域換地設計実施要領（昭和 63 年 8 月 30 日付け 63 構改 B 第 710 号農林水産省構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改正後	現行（最終改正：平成 19 年 8 月 1 日付け 19 農振第 821 号）農村振興局長通知
<p data-bbox="450 432 853 464" style="text-align: center;">集落整備地域換地設計実施要領</p> <p data-bbox="203 512 430 544">5 国の助成措置</p> <p data-bbox="226 555 1104 667">国は、換地設計の実施に要する経費について、<u>農地耕作条件改善事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 農振第 2069 号農林水産事務次官依命通知）</u>に定めるところにより<u>助成</u>するものとする。</p> <p data-bbox="286 756 954 788" style="text-align: center;"><u>附 則（平成 28 年 4 月 1 日付け 27 農振第 2205 号）</u></p> <p data-bbox="232 799 1104 1031">1 <u>この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。</u> 2 <u>この要領の施行前に、この要領による改正前の集落整備地域換地設計実施要領（昭和 63 年 8 月 30 日付け 63 構改 B 第 710 号農林水産省構造改善局長通知）の規定に基づき実施され、この要領の施行後も実施することを予定している事業については、なお従前の例による。</u></p> <p data-bbox="217 1082 300 1114">(別紙)</p> <p data-bbox="450 1121 853 1153" style="text-align: center;">集落整備地域換地設計作業要領</p> <p data-bbox="203 1201 488 1233">第 1 従前地図面作成</p> <p data-bbox="226 1244 1104 1390">従前の土地の道路、水路等の主要施設用地及び農用地等の位置並びに面積を明らかにするため、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号構造改善局長通達）に定める経営体育成促進換地等調整事業作業要領（以下「経営体育</p>	<p data-bbox="1368 432 1771 464" style="text-align: center;">集落整備地域換地設計実施要領</p> <p data-bbox="1122 512 1348 544">5 国の助成措置</p> <p data-bbox="1144 555 2022 707">国は、換地設計の実施に要する経費について、<u>農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要綱（平成 19 年 8 月 1 日付け 19 企第 100 号農林水産事務次官依命通知）第 6</u>に定めるところにより<u>交付金を交付</u>するものとする。</p> <p data-bbox="1133 756 1216 788">(新設)</p> <p data-bbox="1133 1082 1216 1114">(別紙)</p> <p data-bbox="1368 1121 1771 1153" style="text-align: center;">集落整備地域換地設計作業要領</p> <p data-bbox="1122 1201 1406 1233">第 1 従前地図面作成</p> <p data-bbox="1144 1244 2022 1390">従前の土地の道路、水路等の主要施設用地及び農用地等の位置並びに面積を明らかにするため、経営体育成促進換地等調整事業実施要領（平成 6 年 6 月 23 日付け 6 構改 B 第 637 号構造改善局長通達）に定める経営体育成促進換地等調整事業作業要領（以下「経営体育</p>

成促進換地等調整事業作業要領」という。)第1の1に従って地区の従前地図面を作成するものとする。

(削る。)

成促進換地等調整事業作業要領」という。)第1の1に従って地区の従前地図面を作成するものとする。

なお、従前地図面の作成に当たって従前地測量を必要とする場合は、「換地を伴う土地改良事業の確定測量の実施について」(昭和63年5月16日付け63構改B第200号構造改善局長通達)の別紙2の局地的確定測量作業要領及び同要領運用基準に準じて従前地測量を実施するものとする。